

学部留学生及び大学院留学生に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、学部留学生及び大学院留学生に関して必要な事項を定め、もって本学の留学生制度の充実に資することを目的とする。

2 学部留学生とは、海外の大学等からの学生のことをいう。

3 大学院留学生とは、大学卒業同等の以上の学力を有し、海外の大学、病院、研究所等で勤務又は研修等の状況にある者のことをいう。

4 前項の者は、研修又は研究終了後、母国の教育施設等において医学・歯学・薬学・保健医療学の教育、研究あるいは診療に従事し、その向上発展に寄与することを条件とする。

(入学手続)

第2条 入学を希望する場合には、希望分野の指導教授による口頭試問等の試験後、指導教授が保証人となり、国際交流センター長を通じ下記の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 所定の「学部留学生・大学院留学生採用願」

(2) 母国の在籍機関等からの推薦状

(3) 履歴書(要写真)

(4) 大学・大学院等での履修状況・研究概要

(5) 医師等のライセンス(写)(所持している場合)

(6) 在学証明書(写)又は卒業証明書(写)

(7) 指導教員等の保証人承諾書

2 学費については別に定める。

3 学部留学生及び大学院留学生(以下「留学生」という)として入学を許可されたものは、定員外とする。

(許 可)

第3条 前条による申請のあった場合は、各学部教授会又は各研究科教授会の審議を経て理事会の承認を得たのち、学長がこれを許可する。

(指 導)

第4条 留学生は指導教授の下に研修又は研究を行うものとする。

(期 間)

第5条 留学の期間は、1年以内とする。ただし、教育・研究上有用であると認められるときには、各学部教授会又は各研究科教授会の審議を経て、延長することができる。

(単位認定・単位互換)

第6条 単位の認定及び単位の互換については別に定める。

(留学生委員会)

第7条 留学生の受入れ業務を円滑に運営するために、次の委員をもって構成する留学生委員会を置き、委員長には学長があたるものとする。

- (1) 学長
 - (2) 各学部長
 - (3) 国際交流センター長
 - (4) 医学部教授 2名
 - (5) 歯・薬・保健医療学部教授 各1名
 - (6) 事務局長
 - (7) 学事部長
- (奨学金・宿舎)

第8条 留学生には、研修・研究の成果を挙げるための一助として奨学金の支給及び宿舎の貸与を行うことができる。

- 2 奨学金の支給については、別に定める。
 - 3 宿舎の貸与については、別に定める。
- (研修・研究の中止)

第9条 留学生が、次の各号の一に該当すると認められたとき、指導教授は留学生委員会及び各学部教授会又は各研究科教授会の審議を経て、その研修又は研究を中止させることができる。

- (1) 研修又は研究の成果が見込めないとき
- (2) 日本国法令に違反する行為があったとき
- (3) その他前号に準ずる行為があったとき

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。
2. この規程の施行日をもって「昭和大学外国人研修生又は研究生に関する規程」（平成6年3月6日制定）は廃止する。
3. この改正規程は、平成22年11月1日から施行する。
4. この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。
5. この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。
6. この規程の改廃は、留学生委員会、各学部教授会及び各研究科教授会の審議を経て理事会の承認を要するものとする。